

保学第22号
令和5年5月1日

県立学校長
市町村（組合）教育委員会教育長
（岡山市を除く。）
殿

岡山県教育庁保健体育課長

学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）

平素から、児童生徒の安全管理及び指導について、御尽力いただき感謝申し上げます。

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課及び文部科学省初等中等教育局教育課程課から別添写しのとおり依頼がありました。

学校の管理下における熱中症事故のほとんどが体育・スポーツ活動によるものでありますが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、それほど高くない気温（25～30℃）の時期から適切な措置を講ずることや、暑さ指数（WBGT）等を活用して熱中症の危険性を適切に判断する等、活動の場所や種類にかかわらず、水分補給等を含めた適切な安全管理をお願いします。

また、今年度は、昨年度に比べ様々な活動が幅広く展開されることが見込まれることから、各学校において、熱中症事故の防止について適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、市町村（組合）教育委員会におかれましては、貴管内の学校（園）に対して周知徹底と御指導をお願いします。

【本件担当】

岡山県教育庁保健体育課 学校体育班

指導主事（主幹）宮崎 准二

TEL (086) 226-7592

FAX (086) 226-3684